

「1,3-ジクロロプロペン」「テブコナゾール」「ビシクロピロン」「フルピラジフロン」及び「ベンゾビンジフルピル」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

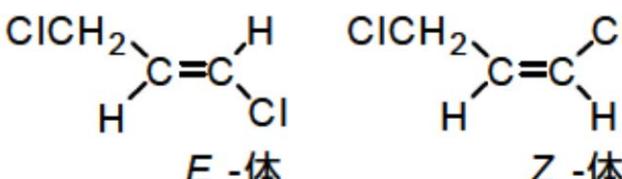
1. 1,3-ジクロロプロペン（農薬）
2. テブコナゾール（農薬）
3. ビシクロピロン（農薬）
4. フルピラジフロン（農薬）
5. ベンゾビンジフルピル（農薬）

1, 3-ジクロロプロペン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年12月8日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	1, 3-ジクロロプロペン(1,3-dichloropropene)	
構造式	 <p style="text-align: center;">E - 体 Z - 体</p>	
用途	殺虫剤	
作用機構	土壌くん蒸用の殺虫剤である。タンパク質のチオール基、アミノ基及び水酸基等に結合し、酵素活性を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられる。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: かんしょ、キャベツ、きゅうり、トマト、いちご等 今回、非結球あぶらな科葉菜類等への適用拡大申請 使用方法: 土壌注入	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: ぶどう カナダ基準: ぶどう EU基準: ぶどう、りんご等 豪州基準: ぶどう ニューゼーランド基準: 果実類、野菜類
食品安全委員会での評価等	平成15年7月1日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成20年2月19日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年2月18日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.02 mg/kg 体重/day	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テブコナゾール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年12月15日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	テブコナゾール(Tebuconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。ステロール合成における脱メチル化を阻害することで殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物:小麦、りんご等 今回、かんきつ及びキャベツへの適用拡大申請 使用方法:散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.03 mg/kg 体重/day ARfD=0.3 mg/kg 体重
	国際基準	小麦、りんご等
	諸外国	米国基準:小麦、りんご等 カナダ基準:小麦、ぶどう等 EU基準:小麦、りんご等 豪州基準:穀類、ぶどう等 ニュージーランド基準:豆類、核果類等
食品安全委員会での評価等	【1】平成18年9月4日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成19年7月5日 食品健康影響評価結果 受理 【2】平成23年2月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成23年9月8日 食品健康影響評価結果 受理 【3】平成24年5月16日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月29日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.029 mg/kg 体重/day	

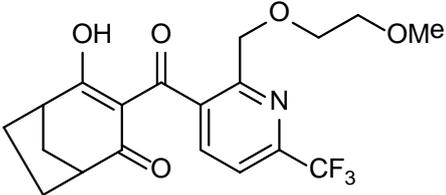
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ビスクロピロン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年12月19日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ビスクロピロン(Bicyclopyrone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	トリケトン系の除草剤である。カロチノイド生合成に関与する酵素及び抗酸化剤(ビタミンE)の生成を阻害することで、雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし インポートトレランス要請: とうもろこし(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

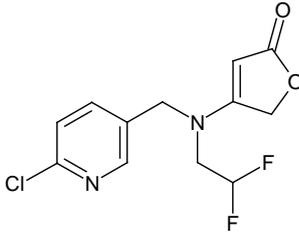
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フルピラジフロン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成27年1月22日、農林水産省からの農薬取締法に基づく新規登録申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フルピラジフロン(Flupyradifurone)	
構造式		
用途	殺虫剤	
作用機構	ブテノライド骨格を有する殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体へのアゴニストとして殺虫効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 今回、稲への新規登録申請。 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: 大豆、ばれいしょ、畜産物等 カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	平成25年11月11日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成27年1月20日 食品健康影響評価結果 受理 ADI=0.031 mg/kg 体重/day ARfD=0.35 mg/kg 体重	

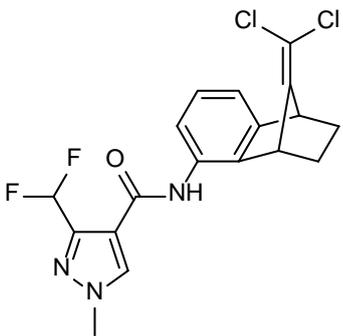
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンゾビンジフルピル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年12月19日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンゾビンジフルピル (Benzovindiflupyr)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾールカルボキサミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア電子伝達系を阻害することで、菌の発芽管伸長阻害、胞子発芽阻害等を引き起こし、殺菌効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI=0.05 mg/kg 体重/day ARfD=0.1 mg/kg 体重
	国際基準	大豆、畜産物等
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド*: 基準なし インポートトレランス要請: とうもろこし、大豆等(カナダ)、らっかせい、さとうきび等(ブラジル)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【1,3-ジクロロプロペン】

- ・作物残留試験
- ・亜急性毒性試験

【テブコナゾール】

- ・作物残留試験
- ・28日間免疫毒性試験
- ・肝細胞増殖に関する試験

【フルピラジフロン】

- ・作物残留試験
- ・土壌残留試験